

# 裁 決 書

第〇〇〇〇号

審査請求人 〇〇 〇〇

処 分 庁 〇〇市福祉事務所長 〇〇 〇〇

上記審査請求人（以下「請求人」という。）が平成31年1月22日付けで提起した上記処分庁（以下「処分庁」という。）による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条に基づく費用の返還決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

## 主 文

本件審査請求に係る処分を取り消す。

## 事案の概要

- 1 処分庁は、請求人を世帯主とする世帯（以下単に「請求人世帯」という。）が要保護状態にあると認めたため、平成〇年〇月〇日付けで、法に基づき請求人世帯の生活保護開始を決定した。
- 2 平成〇年〇月〇日、処分庁は、同年〇月分の請求人の就労収入はないものとして保護変更決定を行い、保護費〇〇〇〇円を同年〇月に追給することとした。
- 3 その後処分庁において、請求人に平成〇年〇月分の就労収入があることが発覚した。当該就労収入については、請求人から処分庁に対して給与明細書が既に提出され、適切に収入申告されていたことも併せて発覚した。
- 4 処分庁は、平成〇年〇月〇日にケース診断会議を実施の上、同月〇日付けで、請求人に対して平成〇年〇月分の就労収入の認定漏れに伴う同年〇月分保護費の過支給を理由として、法第63条に基づき過払金〇〇〇〇円の返還決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- 5 平成31年1月22日、請求人は鳥取県知事に対し、本件処分の取消しを求める審査請求を提起した。

## 審理関係人の主張の要旨

### 1 請求人の主張

請求人の主張は概ね次のとおりであると解される。

- (1) 本件処分は、福祉事務所の担当職員が収入認定を誤ったことに起因して行われたものである。将来的に就労収入が増加するなどして資力が発生した場合、返還に応じる意思はあるものの、現状の生活状況では、過払金の返還に応じると日本国憲法及び法で保障される最低限度の生活が維持できず、また、請求人の自立のための就労活動に悪影響を及ぼす。
- (2) 過払金を保護費から天引きすることは権利侵害である。
- (3) 法第63条の規定による返還金額の決定が、判断の過程において考慮すべき事

情を考慮しないこと等により、その内容が法の目的や社会通念に照らして著しく妥当性を欠くと認められる場合には、保護の実施機関に与えられた裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものとして違法となるとされた裁判例を踏まえるべきである。

- (4) 過払金は福祉事務所の過失により発生したものであるから、過払金の返還義務の一部は福祉事務所職員が負うべきである。

## 2 処分庁の主張

処分庁の主張は概ね次のとおりであると解される。

- (1) 平成〇年〇月分の就労収入の認定漏れにより、請求人に保護費の過払いが生じ、本件処分に至った点は認める。
- (2) 自立を促すことにつながる就労活動については、様々な支援事業が利用者の自己負担なしで行われているものであるから、請求人が過払金の返還に応じたとしてもこのような支援事業を活用することは可能であり、就職活動への影響に直結するとはいえないから、保護費を返還することが必ずしも就労活動に悪影響を及ぼすとはいえない。
- (3) 過払金の一括返還が困難であれば、分割返還でよいと話をしたが、過払金を保護費から天引きするという話は一切していない。
- (4) 過払金の返還免除を行わないことが法の目的や社会通念に照らして著しく妥当性を欠くものではないことを踏まえ、ケース診断会議を実施し、過払金の返還決定について組織的に検討し決定を行った。当該決定は、処分庁の合理的な裁量の範疇であり、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用はないので、本件処分は適法である。

## 理 由

### 1 本件審査請求に係る処分に関連する法令の規定及び趣旨

- (1) 保護は、法第4条第1項及び第2項において、生活に困窮する者が、その利用し得る資産等、扶養義務者の扶養及び他の法律による扶助を最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるものとされており、それでもなお最低限度の生活が維持できない場合にはじめて保護が受給されるものとされている。なお、同条第3項において、前2項の規定は、急迫した事由がある場合の必要な保護を妨げるものではないとされている。
- (2) 法第19条において、福祉事務所長等の保護の実施機関は、法の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならないこととされている。
- (3) 法第63条において、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときには、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関が定める額を返還しなければならない。」とされている。
- (4) 法第28条において、保護の実施機関は、保護の決定又は実施等のために必要があると認めるときは、要保護者の資産及び収入の状況等を調査するために、当該要保護者に対して、報告を求めること等ができることとされている。
- (5) 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」(平成24年7月23日付社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課

長通知」という。) 1 (1)において、法第63条に基づく費用返還については、原則全額を返還対象とすることとされているが、全額を返還対象とすることによって、当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次の範囲においてそれぞれの額を返還額から控除して差し支えないとされている。

ア 本人が十分注意を払っていたにもかかわらず盗難等の不可抗力により消失した額であって、警察にも遺失届が提出されており、消失が不可抗力であることを確実に証明できる場合

イ 家屋補修、生業等の一時的な経費であって、保護(変更)の申請があれば保護費の支給を行うと保護の実施機関が判断する範囲のものに充てられた額(保護基準額以内の額に限る。)

ウ 当該収入が、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生次官通知)第8の3の(3)に該当するものにあつては、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日付社保第34号厚生省社会局保護課長通知)第8の40の認定基準に基づき、保護の実施機関が認めた額

エ 当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであつて、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額

オ 当該収入があつたことを契機に世帯が保護から脱却する場合にあつては、今後の生活設計等から判断して当該世帯の自立更生のために真に必要と保護の実施機関が認めた額

## 2 争点及び判断

### (1) 本件処分における自立更生控除の検討の有無についての判断

ア 法第63条は、被保護者が急迫の場合等において資力を有するにもかかわらず保護を受けたときは、その受けた保護金品に相当する金額(以下「過払金」という。)を速やかに返還しなければならないとしつつも、その返還すべき額は過払金全額とはせず、当該過払金の範囲内において保護の実施機関が定める額と規定しており、被保護者に返還させる金額の決定について保護の実施機関に一定の裁量を認めている。

これは、本来不当利得や公金の適正執行の観点からすると、過払金は全額返還とすべきであるものの、過払金の一部が被保護者の自立及び更生に資する形で使用される場合等、全額を返還させるのが不適當な場合等もあることから、返還金の決定については、被保護者の状況を知悉し得る保護の実施機関の裁量に委ねる趣旨であると解される。そして、1(5)に示す控除(以下「自立更生控除」という。)は、法第63条の趣旨を具体化したものであるといえる。

このような法第63条の趣旨等によれば、保護の実施機関が返還額決定について有する裁量は、全くの自由裁量ではなく、自立更生控除に係る費用の有無について考慮すべきであると解される。そして、その裁量権の行使が逸脱又は濫用に当たるか否かの判断においては、その判断が裁量権の行使としてされたことを前提とした上で、その判断要素の選択や判断過程に合理性を欠くところがないかを検討し、その判断が重要な事実を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を

欠くと認められる場合に限って、裁量権の逸脱又は濫用として違法となるとすべきである。

イ 本件処分に当たり、処分庁が平成〇年〇月〇日に開催したケース診断会議の会議録によれば、請求人に対し保護費の過払いが生じた月に1（5）エに該当するような支出があったか質問したとされているが、請求人世帯に係るケース記録その他請求人世帯に関する一次資料において当該質問が行われた事実を示すものは確認できない。

ここで、生活保護のケース記録は、被保護者の生活実態を把握し記録することにより、訪問調査活動の適否の検証、保護の決定の根拠とされるものであるから、本来重要なやりとりはケース記録に記載しておくべきものであり、現業員の調査活動を裏付けるものであるから、本件処分を行うに当たっては、ケース記録やその他挙証資料をもって判断の根拠となる事実を判断すべきところ、何らの一次資料もないままにその事実があったものと判断がなされたケース診断会議の検討は、請求人世帯に係る自立更生控除の有無を適切に判断したものとはいえない。

ウ このような事情に鑑みれば、本件処分は、自立更生控除の有無を検討したと認めることができない点で判断要素の選択に合理性を欠いたものといわざるを得ず、処分庁に裁量権の逸脱又は濫用があったものとして違法である。

## （2） 小括

（1）のとおりであるから、その余の点について検討するまでもなく、本件処分は違法である。

## 3 結論

以上のとおり、本件処分は違法であるから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和元年7月9日

審査庁 鳥取県知事 平井 伸治

## （教示）

この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。ただし、裁決があったことを知った日の翌日から1か月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。

また、本件処分又は裁決の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日から6か月以内に、処分の取消しに係るものにあつては〇〇市、裁決の取消しに係るものにあつては鳥取県を被告として（訴訟において、〇〇市を代表する者は〇〇市長、鳥取県を代表する者は鳥取県知事となります。）、提起することができます。ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

なお、裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過すると処分又は裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。